

韓国知的財産ニュース 2024 年 6 月前期

(No. 511)

発行年月日：2024 年 6 月 28 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2200204）
- 1－2 【法案提出】発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2200286）
- 1－3 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（大統領令第 34563 号）
- 1－4 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 559 号）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許審判院、五庁審判部と「特許審判国際研究会」を開催
- 2－2 五大特許庁長官会合をソウルで開催…「持続可能な発展」について議論
- 2－3 韓国特許庁、造船分野の知財競争力強化に向け現場関係者と懇談会を開く
- 2－4 韓国特許庁、知財情報サービスの競争力強化に向け特許検索・分析企業を訪問
- 2－5 韓国特許庁、清掃用品の知財権虚偽表示の取り締まりを実施
- 2－6 韓国特許庁、「標準必須特許の研究会」を発足
- 2－7 韓国特許庁特許審判院、五庁審判部ハイレベル会合を開催
- 2－8 韓国特許庁、自動搬送ロボット企業を訪問
- 2－9 韓国特許庁、二次電池分野専担審査チームを発足
- 2－10 韓国特許庁と WIPO、「2024 年上半期国際出願説明会」を開催
- 2－11 韓国特許庁、デジタル特許審判システムの開発に向けてユーザーとの懇談会を開く

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3－1 韓国特許庁、ソウル東大門周辺のセビッ市場で第 2 次模倣品取り締まりへ

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1－1 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2200204）

議案情報システム（2024. 6. 7.）

議案番号：2200204

提案日：2024年6月7日

提案者：チョ・ジョン議員（国民の力）外11人

提案理由及び主要内容

現行法では、国家先端戦略技術（以下、「戦略技術」とする）の保護に向けた戦略技術の保護措置に関する規定を定め、戦略技術を保有す者（以下、「戦略技術保有者」とする）が保護区域を設定し、戦略技術を取り扱う人材の秘密保持に関する契約を締結する等の保護措置を行うよう定めている。

しかし、最近、世界的に先端技術をめぐる競争が激化する中で、米国等、主要国は半導体補助金の支給基準を発表している。これは、サムスン電子、ハイニックス等、世界水準の技術を保有する韓国企業に機微な営業秘密の提出を求める副作用を引き起こし、これにより、韓国企業のコア戦略技術が流出される恐れがある。

従って、外国政府から戦略技術に関する情報の提出を求められた場合、戦略技術保有者が海外事業場に対し、戦略技術に対する保護措置を取るよう求めることで、国・経済の発展に寄与し、国家先端戦略産業の持続可能な成長基盤を構築する目的である（案第14条第7項及び第50条第5項新設）。

法律第 号

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部を次のように改正す

る。

第14条第7項を第8項にし、同条に第7項を次のように新設し、同条第8項（従前の第7項）の中「契約」を「契約と第7項に基づく実質的に支配する海外事業場の基準」にする。

⑦戦略技術保有者は、当該の戦略技術に関連して、実質的に支配する海外事業場に対し、外国政府から情報の提出を求められた場合、当該の海外事業場で戦略技術が流出されないよう、大統領令で定める保護措置を取らなければならない。

第50条第5項を第6項にし、同条に第5項を次のように新設する。

⑤第14条第7項を違反して戦略技術の流出防止等、大統領令で定める保護措置を取らない者に対し、3年以下の懲役、又は、3千万ウォン以下の罰金を科す。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行される。

第2条（戦略技術流出防止義務に関する適用例）第14条第7項の改正規定は、この法律の施行前に行われた、外国政府からの情報公開要求に対し応じなかった場合にも適用される。

1－2 【法案提出】発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2200286）

電子官報（2024.6.11.）

議案番号：2200286

提案日：2024年6月11日

提案者：イ・ヨンヒ議員（共に民主党）外22人

提案理由及び主要内容

生徒の創意力開発に最も効果的であり、実践的な教育方法として発明教育が提示され、現行法により、体系的な発明教育への支援を行うことで、離島・僻地に住む生徒、地域児童センターの児童、学校外の青少年や多文化家庭の子ども等、教育脆弱階層に対し発明教育の機会を均等に提供している。

しかし、現行法では、所得水準が低い低所得層と次上位階層の子どもや特殊教育を受ける障害児童・生徒の場合、教育脆弱階層向け発明教育の支援対象として明確に規定されてないため、低所得層の子どもや特殊教育を受ける障害児童・生徒を対象に発明教育プログラムを運営・支援するには限界があるとの指摘がある。

従って、発明教育の支援対象である教育脆弱階層に、低所得層の子どもや特殊教育を受ける障害児童・生徒を含めることで、発明教育を支援し、支援内容に発明教育に使う教材及び教具を含めて教育の実効性を確保する目的である（案第8条）。

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第8条を次のようにする。

第8条（教育脆弱階層向け発明教育支援）①国及び地方自治団体は、次の各号に該当する教育脆弱階層の児童・青少年に対し、発明教育を支援することができる。

1. 「離島・僻地の教育振興法」第2条に基づく離島・僻地に所在する各級学校の生徒
2. 「児童福祉法」第3条第10号に基づく児童福祉施設の児童
3. 「学校外の青少年向け支援に関する法律」第2条第2号に基づく学校外の青少年
4. 「多文化家族支援法」第2条第1号に基づく多文化家族の子ども
5. 「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」第2条第1号に基づく北朝鮮離脱住民とその子ども
6. 「障害者等に対する特殊教育法」第2条第3号に基づく特殊教育対象者
7. 「国民基礎生活保障法」第2条第1号に基づく受給権者、その他所得水準の低い低所得層の子ども
8. その他、発明教育が必要な教育脆弱階層の児童・青少年

②国及び自治体は、第1項に基づく対象に対し、各号の支援事業を行うことができる。

1. 発明教育のための講師の派遣
2. 発明教育プログラムの開発及び普及
3. 発明教育に関わるイベントの開催・運営
4. 発明教育のための教材及び教具の支援
5. その他、教育脆弱階層の児童・青少年向け発明教育を支援するための事業

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－3 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（大統領令第 34563 号）

電子官報（2024. 6. 11.）

国務会議の審議を経た特許庁とその所属機関職制の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024 年 6 月 11 日

国務総理 ハン・ドクス

特許庁とその所属機関職制の一部改正令

特許庁とその所属機関職制の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 6 号中「特許情報」を「産業財産情報」にする。

第 12 条第 3 項に第 4 号の 2 を次のように新設する。

4 の 2. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護に向けた産業財産情報の分析及び利用・提供に関する事項

第 13 条第 3 項を次のようにする。

③局長は次の事項を分掌する。

1. 産業財産情報化政策の確立・総括及び調整
2. 産業財産情報化に関連する法令・制度の運営及び研究・改善
3. 産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画・施行計画の確立・施行
4. 産業財産分類情報と他の分野の分類情報の連携に関する事項
5. 産業財産情報システムの開発・研究・セキュリティ・メンテナンス
6. 産業財産情報システムの開発のための外注用役の管理と電算装備施設の採用・運営・維持及び管理
7. 産業財産情報化に向けたデータ通信網の構築・維持及び管理
8. 産業財産情報データベースの構築に関する基本計画の確立・調整
9. 産業財産情報データベースの構築・管理
10. 産業財産情報の流通及びサービス体系の構築・運営
11. 産業財産情報の分析・活用システムの構築・運営及びインフラ構築
12. 産業財産の公報及び特許庁による年報の発刊・配布
13. 産業財産に関する国内外の資料の収集・交換・分類及び保管
14. 産業財産情報化に関する教育及び広報
15. 産業財産顧客サービスに関する政策の確立・総合及び調整
16. 産業財産手数料に関わる業務の総括・調整
17. 請願（国民からの提案を含む）に関わる制度の改善
18. 産業財産に関する相談・案内
19. 特許顧客相談業務の総括
20. 産業財産の出願・登録制度の改善及び管理
21. 産業財産の出願・登録の方式審査に関わる事務
22. 「特許協力条約」、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」及び「産業

デザインの国際登録に関するハーグ協定」に基づく国際出願に関わる事務

23. 産業財産情報化に関わる国際協力に関する事項

24. 文書の編纂・保存及び管理と特許庁所管記録管の運営及び管理

25. 行政情報公開に関わる事項

26. 庁内公共データの提供及び利用活性化に関する事項

27. 庁内データ基盤行政活性化に関する事項

28. その他、産業財産情報化及び顧客支援に関する事項

第 17 条第 3 項第 1 号中「次世代エネルギー」を「二次電池素材、二次電池設計、二次電池制御管理」にする。

第 34 条の題目「(評価対象の組織及び定員)」を「(評価対象の定員)」にし、同条第 1 項及び第 2 項中「評価対象の組織及び定員」をそれぞれ「評価対象の定員」にする。

別表 3 を別紙のようにする。

附 則

この令は 2024 年 8 月 7 日から施行する。但し、第 17 条第 3 項第 1 号、第 34 条及び別表 3 の改正規定は公布した日から施行する。

[別表 3]

特許庁に設ける評価対象の定員（第 34 条第 1 項関連）

業務	定員
1. 不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密侵害行為に関わる取り締まり業務	5 名
2. 特許審査業務	14 名
3. 商標・デザイン審査業務	9 名
4. 特許審査業務	13 名
5. 特許審査業務	7 名
6. 商標・デザイン審査業務	5 名
7. 特許審査業務	4 名
8. 商標・デザイン審査業務	3 名

改正理由及び主要内容

特許庁に評価対象組織として設置したデジタル融合審査局等をこれまでの評価結果に

より、評価対象から除外し、「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が制定（法律第 20200 号、2024 年 2 月 6 日公布、8 月 7 日施行）されることにより、特許庁下部組織の分掌事務に産業財産情報の管理及び活用に関わる事務を追加する等、関連規定を見直す一方、

二次電池分野の審査機能強化に向けて化学生命審査局の分掌事務の一部を細分化する目的である。

<法制処提供>

1－4 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 559 号）

電子官報（2024. 6. 13.）

産業通商資源部令第 559 号

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024 年 6 月 13 日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第7項第1号中「特許情報」を「産業財産情報」にし、同項第2号中「特許分析」を「産業財産情報分析」にし、同項第13号中「産業財産権診断機関」を「産業財産診断機関」にし、同項第14号中「特許情報」を「産業財産情報」に、「特許ビッグデータ」を「産業財産ビッグデータ」にし、同項第15号中「特許」を「産業財産」にする。

第9条第3項に第5号の2・第5号の3及び第9号の3をそれぞれ次のように新設する。

5の2. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護のための産業財産情報の分析及び利用・提供に関する事項

5の3. 庁所管の防諜業務及び防諜関係機関との協力業務

9の3. 公益弁理士特許相談センターの運営

第9条第4項第9号を削除し、同条第5項に第8号の2を次のように新設する。

8の2. 技術デザイン侵害の取り締まり支援事業の運営

第10条第3項を次のようにする。

③産業財産情報政策課長は次の事項を分掌する。

1. 産業財産情報化政策の確立・総括及び調整
2. 産業財産情報化に関連する法令・制度の運営及び研究・改善
3. 産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画・施行計画の確立・施行

4. 産業財産情報の需要及び活用の実態調査・分析
5. 産業財産情報化の推進に関する各種委員会の構成・運営
6. 産業財産分類情報と他の分野の分類情報との連携に関する事項
7. 産業財産情報化技術の開発・研究・分析・評価及び標準化に関する事項
8. 産業財産に関わる統計の企画・調査・作成・分析・普及・活用に関する総括及び統計システムの構築・運営
9. 知識財産統計年報等、特許庁による年報の発刊・配布
10. 産業財産情報の分析・活用システムの構築・運営及びインフラの構築
11. 産業財産情報の収集・加工及び提供
12. 産業財産情報の利用・提供に基づくセキュリティ指針の制定及び管理
13. 産業財産情報の重要性に対する認識向上及び裾野拡大に関わる事項
14. 産業財産情報化に関わる教育及び広報
15. 産業財産顧客サービスに関する政策の確立・総合及び調整
16. 産業財産手数料に関わる業務の総括・調整
17. 産業財産に関わる請願（国民からの提案を含む）制度の総括・運営
18. 「請願法」に基づく庁所管の請願制度の運営及び管理
19. 産業財産情報化に関わる国際協力に関する計画の確立・調整及びその他、産業財産情報化に関わる国際協力に関する事項
20. 産業財産情報化の国際連携システムの研究・開発及び運営
21. 産業財産情報システムの海外拡散に関する事項
22. 産業財産情報に関わる国家間の交換計画の確立・調整
23. 産業財産情報化に関する国際標準等の動向調査及び対策の確立・推進
24. 庁内公共データの提供及び利用活性化に関する計画の確立・推進及び評価等の総括
25. 庁内データ基盤行政の活性化に向けた計画の確立・推進及びデータ管理・公開等の総括
26. 韓国特許情報院に対する指導・監督
27. その他、韓国国内の他の課の所管に属しない事項

第10条第4項第1号中「産業財産権情報化システム」を「産業財産情報システム」にし、同項第2号を次のようにし、同項第3号中「産業財産権情報化システム」を「産業財産情報システム」に、「外部用役」を「外注用役」にし、同項第4号及び第5号中「産業財産権情報化システム」をそれぞれ「産業財産情報システム」にし、同項第6号及び第7号中「情報化システム」をそれぞれ「産業財産情報システム」にし、同項第8号中「産業財産権情報化のための通信網」を「産業財産情報化のためのデータ通信網」にし、同項第9号及び第10号中「電算資源」をそれぞれ「電算装備施設等電算資源」にし、同項第11号中「電算資源」を「電算装備施設等電算資源」に、「外部用役」を「外注用役」にし、同項第12号中「電

算資源」を「電算装備施設等電算資源」にし、同項第13号中「電算資源」を「電算装備施設等電算資源」に、「政府統合電算センターとの」を「国家情報資源管理院との」にし、同項第16号を次のようにし、同項第17号中「産業財産権情報」を「産業財産情報」にし、同項第18号中「産業財産権」を「産業財産」に、「調査・研究」を「計画の確立・施行」にし、同項第19号中「情報化システム」を「産業財産情報システム」にする。

2. 産業財産情報システムの開発・研究・維持及び管理

16. 産業財産の出願・登録・審判及びその他の手続きで提出又は生成された文書の電子化及び文書電子化機関の運営

第10条第5項第1号中「産業財産権」を「産業財産」にし、同項第2号及び第3号中「産業財産権関連」をそれぞれ「産業財産情報」にし、同項第4号を次のようにし、同項第6号中「産業財産権」を「産業財産」にし、同項第7号中「産業財産権データ」を「産業財産情報データベース」にし、同項第9号を次のようにし、同項第12号中「産業財産権」を「産業財産」にし、同項に第12号の2及び第12号の3をそれぞれ次のように新設し、同項第13号、同条第7項第1号から第3号まで、第11号から第13号まで、同条第9項第1号及び第2号中「産業財産権」をそれぞれ「産業財産」にする。

4. 産業財産情報データベースの構築・管理

9. 産業財産に関する国内外の資料の収集・分離・保管及び普及

12の2. 産業財産情報サービスの開発及び常用化の促進

12の3. 産業財産情報の管理及び活用に関わる技術、サービス及びソフトウェアに関する研究・開発支援

第14条第2項中「次世代エネルギー審査課」を「二次電池素材審査課」に、「環境技術審査チーム」を「環境技術審査チーム、二次電池設計審査チーム及び二次電池制御管理審査チーム」に、「チーム長」を「各チーム長」にし、同条第6項を次のようにし、同条に第10項及び第11項をそれぞれ次のように新設する。

⑥二次電池素材審査課長は、二極素材、陰極素材、電極新素材、電解質素材、分離膜素材及び機能性素材分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

⑩二次電池設計審査チーム長は、セル構造設計、電極構造設計、電極製法、セル周辺装置及びパッケージングの特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

⑪二次電池制御管理審査チーム長は、セル制御、回路システム、充放電制御、蓄電池循環管理及び次世代電池分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関連する動向調査事務を分掌する。

第15条第8項中「航空宇宙システム、精密試験及び運送基盤」を「航空宇宙システム及び精密試験」にする。

第23条の題目「(評価対象の組織及び定員)」を「(評価対象定員)」にし、同条題目外の部

分の中「評価対象の組織及び定員」を「評価対象定員」にする。

第24条第3項中「蒸着工程及び素子工程」を「蒸着工程、素子工程及びプラズマ工程」にし、同条第4項中「メモリ回路及び半導体の応用設計」を「メモリ回路、半導体の応用設計及びメモリ素子」にし、同条第7項中「基板製造、パッケージ工程、検査技術及び基板加工」を「印刷回路基板、パッケージ工程、半導体計測、半導体試験及びパッケージ構造」にし、同条第8号中「有機薄膜製造工程及び有機素子積層工程」を「有機薄膜製造工程、有機素子積層工程及び基板成膜装置」にする。

別表2中、書記官・科学技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「172」を「177」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「826」を「821」にする。

別表9を別紙のようにする。

産業通商資源部令第428号の特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令附則第2条第1項中「2024年7月27日」を「2026年7月27日」にする。

附 則

第1条（施行日）この規則は、2024年8月7日から施行する。但し、第9条第3項第5号の3・第9号の3、同条第4項第9号、同条第5項第8号の2、第14条第2項・第6項・第10項・第11項、第15条第8項、第23条、第24条第3項・第4項・第7項・第8項、別表2、別表9及び産業通商資源部令第428号の特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令の附則第2条第1項の改正規定と、その附則第2条・第3条は公布した日から施行する。

第2条（総額人件費制により新設した機構の存続期間）①「行政機関の組織と定員に関する通則」第29条に基づき、この規則の施行により新設する二次電池設計審査チーム及び二次電池制御管理審査チームはそれぞれ2027年6月12日まで存続する。

②第1項に基づく存続期限まで二次電池設計審査チーム長及び二次電池制御管理審査チーム長が分掌する事項に関して特別な規定を設けない場合は、同項に基づく存続期限の次の日から二次電池設計審査チーム長及び二次電池制御管理審査チーム長が分掌する事項は二次電池素材審査課長が分掌する。

第3条（総額人件費制により引き上げた職級の存続期限）この規則の施行により、職級が引き上げられる、別表2の定員5名（書記官・科学技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務

官・電算事務官又は放送通信事務官5名）は2027年3月31日まで存続し、2027年4月1日以降は、それに該当する定員は別表2の定員5名（行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官5名）にみなす。

[別表9]

特許庁に設ける評価対象定員（第23条関連）

業務	定員	評価期間
1. 不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密侵害行為に関わる取り締まり業務	5名 (4級又は5級1名、6級4名)	2024年12月31日まで
2. 特許審査業務	14名 (4級又は5級4名、6級10名)	2024年12月31日まで
3. 商標・デザイン審査業務	9名 (6級9名)	2024年12月31日まで
4. 特許審査業務	13名 (4級又は5級3名、6級10名)	2024年12月31日まで
5. 特許審査業務	7名 (4級又は5級3名、6級4名)	2024年12月31日まで
6. 商標・デザイン審査業務	5名 (4級又は5級1名、6級4名)	2024年12月31日まで
7. 特許審査業務	4名 (6級4名)	2024年12月31日まで
8. 商標・デザイン審査業務	3名 (6級3名)	2024年12月31日まで

改正理由及び主要内容

特許庁に評価対象組織として設置したデジタル融合審査局等をこれまでの評価結果に基づき、評価対象から除外し、「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が制定（法律第 20200 号、2024 年 2 月 6 日公布、8 月 7 日施行）されることにより、特許庁下部組織の分掌事務に産業財産情報の管理及び活用に関わる事務を追加する等、関連規定を

見直し、二次電池分野の審査機能を強化するために化学生命審査局の分掌事務の一部を細分化する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第 34563 号、2024 年 6 月 11 日公布・施行）されることにより、変更される事項を反映する一方、

特許庁に二次電池分野の特許審査機能を強化するために次世代エネルギー審査課を二次電池素材審査課に改編ことで、総額人件費制を活用して 2027 年 6 月 12 日まで存続する二次電池設計審査チーム及び二次電池制御管理審査チームを新設し、特許庁に総額人件費制を活用して設置した不正競争調査チームの存続期限を 2024 年 7 月 27 日までから 2026 年 7 月 27 日までへと 2 年延長し、特許庁に総額人件費制を活用して定員 5 名（5 級 5 名）の職級を引き上げる（4 級又は 5 級 5 名）目的である。

＜行政安全部提供＞

関係機関の動き

2-1 韓国特許審判院、五庁審判部と「特許審判国際研究会」を開催

韓国特許庁（2024. 6. 3.）

6 月 12 日、五庁審判部長とユーザー間の意見交換の場を設ける

韓国特許庁特許審判院は 6 月 12 日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて特許審判国際研究会を開く。

韓国特許審判院が主催する特許審判国際研究会は 5 年ぶりに開かれ、知財先進 5 か国の特許審判部長が参加する、五庁審判部ハイレベル会合の機会に開かれる意義のあるイベントである。6 月 11 日の審判部ハイレベル会合で話し合った内容を主催国のユーザーと共有する場である。

研究会には、韓国のパク・ジョンジュ特許審判院長、米国の Scott Boalick 特許審判部長、欧州の Carl Josefsson 特許審判部長、安田太審判部長、中国の高胜华専利復審・無効審判部長などが参加する。

五庁特許審判部長とユーザーが知的財産権をめぐる国際紛争対応力の向上、各国における特許審判の動向や関心事項について意見交換を行う計画だ。

研究会では、①最近の特許審判の動向や政策方向、②特許審判のデジタル化推進状況や人工知能（AI）が特許審判に与える影響というテーマについて話し合う。

また、五庁特許審判部長と関係者が、韓国企業の知財担当者や弁護士、弁理士など韓国の知的財産分野の関係者を対象にテーマについて発表し、質疑応答の時間を設ける。

参加費は無料で、参加申し込みは 6 月 7 日金曜日までである。申込方法や研究会の詳細については特許審判院ウェブサイト（www.kipo.go.kr/ipt）にて確認できる。

パク・ジョンジュ特許審判院長は「今回の研究会は、知的財産分野で国際紛争が増えている中で、主要国の特許審判部長と産業界の知財関係者が一堂に会して特許審判の動向について話し合う点で非常に意義があると思う」とし、「今後も韓国特許審判院は、海外で韓国企業の知的財産権が保護され、紛争には積極的に対応できるよう、海外の知財審判機関と審判分野の情報を共有して韓国企業に伝えることで、韓国企業や活躍しやすい知財環境を作っていきたい」と述べた。

2-2 五大特許庁長官会合をソウルで開催…「持続可能な発展」について議論

韓国特許庁（2024.6.4.）

先進五大特許庁長官会合ウィーク（IP5 WEEK）に「五庁長官・産業界代表者連席会議」、「女性発明王 EXPO」などを開く

韓国特許庁は、6 月 17 日月曜日から 20 日木曜日まで、フォーシーズンズホテルソウル（Four Seasons Hotel、ソウル市鍾路区所在）にて五庁（知財先進 5 か国）長官会合を開くと発表した。

【韓国特許庁、2019 年仁川（インチョン）松島（ソンド）での会合以来、5 年ぶりに五庁長官会合を主催】

五庁（IP5）は世界全体の特許出願の約 85%を占める知的財産分野の G5 である。韓国特許庁は、世界 4 位規模の特許出願を担当する先進的な知的財産機関として、欧州、日本、中国、米国の知的財産庁と共に 2007 年に五庁の協力体制を作り、「ユーザーフレンドリーな世界の知的財産エコシステムづくり」をリードしている。

今回、韓国の主催による 2024 年五庁長官会合は、今年第 17 回目を迎え、2008 年済州島（チェジュド）、2014 年釜山（プサン）、2019 年仁川・松島（インチョン・ソンド）に続き、韓国で開かれるのは 4 回目である。今回の会合には、五庁の長官、世界知的所有権機関（WIPO）事務次長、産業界の代表※など、知的財産分野で影響力のある人物が多く参加する。

※韓国知識財産協会（KINPA）、米国知的財産権者協会（IPO）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、日本知的財産協会（JIPA）、中国専利保護協会（PPAC）、ビジネスヨーロッパ（BE）

「持続可能な革新に向けた包容的な知的財産体制」をテーマに開かれる今年の会合では、①持続可能な開発目標※（Sustainable Development Goals: SDGs）の実現に向けた五庁の協力策、②国際的な特許の譲渡などユーザーフレンドリーな世界知的財産体制の構築策、③人工知能など新技術の発展への対応策などについて掘り下げて議論する考えだ。

※人間、地球、豊かさ、平和、パートナーシップの5つの領域において持続可能な開発目標を実現するための17のゴールと169のターゲット（2015年第70回国連総会で採択）

【五大特許庁長官会合の開催週間、五庁長官・産業界代表者連席会議、女性発明王 EXPO など開催】

韓国特許庁は、五庁長官会合が開かれる4日間を「先進五大特許庁長官会合ウィーク（IP5 WEEK）」に定め、様々なイベントを開くと発表した。

まず、初日の17日には、米国特許商標庁（USPTO）、日本国特許庁（JPO）、欧州特許国府（EPO）、世界知的所有権機関（WIPO）とそれぞれバイ会談を開く考えだ。知的財産分野の懸案や今後の協力策について話し合う一方、今年の五庁長官会合の成功的な開催に向けて両庁間の外交的努力を進める。

19日に開かれる「先進五大特許庁長官・産業界代表者連席会議」では、「革新的な中小企業の成長のための知的財産のあり方」について話し合う。この会合では、革新的な中小企業を支援する五庁および世界知的所有権機関（WIPO）の様々な政策についてまとめた報告書が紹介される予定だ。

「2024年先進五大特許庁長官会合」は最終日の20日に開かれる。ここでは持続可能な経済成長、イノベーションとインフラなど持続可能な開発目標の実現に向けた五庁による中長期協力策について議論を深める。

一方、6月18日には「国際知的財産保護カンファレンス」、20日には「女性発明王 EXPO」が五庁長官会合の機会に開かれる。

韓国特許庁のキム・シヒョン特許庁長職務代理は「五庁長官会合は、世界全体の出願の85%を占める先進5か国の長官が一堂に会して知的財産分野の国際ルールについて話し合う、

非常に意義のある会合である」とし、「2019 年仁川・松島での開催以降、5 年ぶりに韓国で開かれる今回の会合が有意義な時間になるよう準備に万全を期す」と述べた。

2-3 韓国特許庁、造船分野の知財競争力強化に向け現場関係者と懇談会を開く

韓国特許庁（2024. 6. 5.）

海軍潜水艦司令部と株式会社ハンファオーシャンを訪問

韓国特許庁は 6 月 5 日水曜日、海軍潜水艦司令部と株式会社ハンファオーシャンをそれぞれ訪問し、関連分野の知的財産について話し合う懇談会を開く。

今回の懇談会は、海軍および造船業界の現場を訪ね、軍・企業から知的財産に関する意見を聞き、関連技術に対する審査官の理解を深める趣旨である。

特許庁は海軍潜水艦司令部と潜水艦技術に関わる特許を分析した内容を共有し、戦闘力の向上に向けて軍将兵の発明意欲を高める方策について話し合う。一方、ハンファオーシャンとサムスン重工業が参加した懇談会では、ハンファオーシャンは環境配慮型・自律運航船舶など造船分野の最新技術を紹介し、知的財産に関する意見を伝え、特許庁は造船分野の特許出願の動向や特許庁の政策について発表する。

特許庁の機械金属審査局長は「韓国は、鉄甲亀船を作った海洋民族の遺伝子と造船強国としての技術を基に、古くから海洋防産武器体系の国産化を図ることができた」とし、「韓国の造船分野の輸出をけん引する技術競争力を支える強い特許を確保できるよう、民・官・軍の間でコミュニケーションを重ねていきたい」と述べた。

※鉄甲亀船（コブクソン、거북선）：李氏朝鮮時代に存在したとされる朝鮮水軍の軍艦で、当時の將軍である李舜臣が考案した戦船である。

2-4 韓国特許庁、知財情報サービスの競争力強化に向け特許検索・分析企業を訪問

韓国特許庁（2024. 6. 5.）

特許検索・分析専門企業 WERT INTELLIGENCE を訪問

韓国特許庁は 6 月 5 日水曜日、知的財産情報サービスの競争力強化に向けて特許情報の検索・分析サービス専門企業の WERT INTELLIGENCE※（ソウル市瑞草区所在）を訪問し、懇談会を開く。

※AI 基盤の特許文献翻訳、知的財産教育および特許検索・分析サービスを提供する知的

財産情報サービス

今回の企業訪問は、民間分野で進められている人工知能（AI）基盤の特許検索サービスの開発や運営状況を把握し、情報サービスの発展や協力策について話し合う趣旨である。議論した内容は知的財産サービス産業の活性化やカスタマイズ型知的財産データのオープン政策に活用する考えだ。

これまで特許庁は、公共データオープンプラットフォームである特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）を通じて、先進五大特許庁（IP5）の中で世界の特許公報など知的財産データを最も多く提供※しており、データの利用機関の数※※と商品活用の数※※※においてもここ3年間（2021年～2023年）年平均20%以上着実に増加している。

※五庁がオープンしているデータの種類：韓国119種、米国32種、欧州37種、日本20種、中国12種（2023年時点）

※※データ利用機関の数：（2021年）336→（2022年）418→（2023年）481（年平均20%増）

※※※データ商品活用の数：（2021年）2,326→（2022年）2,881→（2023年）3,729（年平均27%増）

特許庁の産業財産情報局長は「AI時代が到来して企業は特許データのオープン化の拡大を求めている」とし、「今後も特許庁は、各ユーザーのニーズに応じた知的財産データを引き続き公開していくなど、知的財産情報サービス企業からの意見をデータ政策に積極的に反映していく考えだ」と述べた。

2-5 韓国特許庁、清掃用品の知財権虚偽表示の取り締まりを実施

韓国特許庁（2024.6.10.）

Eコマースプラットフォームで販売中の清掃用品のうち、知財権虚偽表示367件を摘発

韓国特許庁は9日、最近、一人世帯の増加とコロナ禍などによる衛生意識の向上により、清掃用品へのニーズが高まっている現状を受けて※、清掃道具、洗剤など清掃用品分野の全般にわたって知的財産権の虚偽表示を集中取り締まり（2024年2月14日～2024年3月15日）、その結果、虚偽表示367件を摘発したと発表した。

※世界の家庭用清掃用品市場の規模が2023年から2028年までの間、年平均4.3%ずつ増加すると見込まれる（TechNavio、世界の家庭用清掃用品市場、2023.11.）

清掃用品分野は多くの国民が関心を持っているため、今回の取り締まり活動ではEコマ

ースプラットフォームで販売されているお風呂掃除用品、キッチン掃除用品、車両掃除用品など、国民生活と密接に関わっている製品の全般にわたって調査を行った。

※クーポン、ネイバースマートストア、11 番街、G マーケット、オークション、ティモン、ウィメプ、ロッテ ON、SSG など

摘発された虚偽表示の類型をみると、▲消滅した権利を有効な権利に表示 246 件、▲出願した事実のないものを出願中と表示 59 件▲、知財権種類や番号を間違えて表示 52 件、▲存在していないか、製品に適用されない権利を表示 10 件であり、既に消滅している権利を有効な権利として虚偽表示した事例が最も多いことがわかった。

摘発された製品の種類をみると、▲お風呂掃除用品 114 件、▲キッチン掃除用品 100 件、▲室内掃除用品 95 件、▲車両掃除用品 48 件、▲その他（ペット用掃除用品など）10 件など、さまざまな清掃用品で知的財産権を虚偽表示していることがわかった。

特許庁は今回、摘発した虚偽表示の件に対し、E コマースプラットフォーム業者と連携して虚偽表示に該当する製品を告知し、正しい表示方法を案内して修正・削除など是正措置を行った。また、今年 5 月から民間連携行政活動の一環として「QR コード表記の推奨キャンペーン※」を実施している。

※オンライン上の販売投稿に知財権 QR コード（スキャンすると知財権情報が閲覧可能）の表記を推奨

特許庁の産業財産保護協力局長は「家事労働の負担を軽減させる清掃用品に対する消費者の注目が高まることを受けて関連市場の拡大が続いている」とし、「多くの国民が関心を持つ品目に対し、知財情報の虚偽表示に関わる取り締まり活動を強化し、正しい知財権表示文化を定着させるための啓発活動にも取り組んでいく」と述べた。

知財権虚偽表示に関する通報は、知財権虚偽表示通報センターHP (<https://www.ip-navi.or.kr/falsemark>) または、電話（1670-1279）にて受け付ける。

2-6 韓国特許庁、「標準必須特許の研究会」を発足

韓国特許庁（2024. 6. 11.）

特許庁、産・学・研・官の専門家が標準必須特許に関する政策やイシューについて議論

韓国特許庁は 6 月 10 日月曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて標準必須特許※に関係する産・学・研・官が参加する「標準必須特許の研究会」を立ち上げると

発表した。

※国際標準化機構が定める標準規格を実施する際に必要不可欠な特許のこと

最近、情報通信技術（ICT）の融・複合化により、コネクテッドカー、デジタル家電製品など新産業が活発化することで、標準必須特許の影響力があらゆる産業分野に広がっている。また、昨年4月、欧州委員会（EC）は標準必須特許のライセンスの透明性や予測可能性を高めるための規定案の成立を進めるなど、世界的に標準必須特許をめぐる環境が急変している。

これを受けて特許庁は、「標準必須特許の研究会」を立ち上げ、標準必須特許に詳しい専門家と共に国内外の標準必須特許に関する政策・制度や業界の話題について話し合い、今後の方向性を議論するなど、標準必須特許をめぐる環境変化に「オープンガバナンス」で対応する考えだ。

研究会では、特許庁の担当者と関連分野の大手企業、中小・中堅企業、大学・公共研究機関および法曹界の専門家、約20名が参加してさまざまな観点で意見を共有する。

発足式と連携して開かれる第一次研究会では、昨年4月欧州委員会（EC）が発議した標準必須特許に関する規定案と、標準必須特許の創出および活用の活性化に向けた標準必須特許をめぐるエコシステムの強化策などをテーマに話し合う。研究会は今後、半年に1回の頻度で開かれ、研究の幅を広げていく考えだ。

一方、特許庁は、標準必須特許の先取りに迫られる有望技術を決め、官民の研究開発（R&D）を支援し、標準必須特許の獲得に取り組む産・学・研の機関に標準必須特許の確保戦略を支援するなど、国家競争力強化に向けて取り組んでいる。

特許庁の産業財産政策局長は「同研究会は、世界的に標準必須特許のエコシステムが急変する中で、韓国の有識者らが一堂に会して標準必須特許に関する政策やイシューを共有し、議論するという点で非常に意義がある」とし、「今後も特許庁は、産業界、学界などとコミュニケーションを重ねることで、多くの国民から共感を得る政策を講じていく」と述べた。

2-7 韓国特許庁特許審判院、五庁審判部ハイレベル会合を開催

韓国特許庁（2024.6.11.）

先進五庁の審判部長、AIが特許審判に与える影響について議論

韓国特許庁特許審判院は、6月11日火曜日、グランドインターコンチネンタルソウルパルナス（ソウル市江南区所在）にて「第5回先進五庁（IP5※）審判部ハイレベル会合」（以下、「会合」）を開き、特許審判における人工知能（AI）の活用や対応策について議論したと発表した。

※2007年に創設した韓国、欧州、米国、日本、中国の特許庁の枠組み

今年で5回目を迎える今回の会合には、韓国のパク・ジョンジュ審判院長、米国の Michael KIM 特許審判院副院長、欧州の Carl Josefsson 特許審判部長、安田太審判部長、中国の高勝華専利復審・無効審判部長などが参加し、世界知的所有権機関（WIPO）のミン・ウンジュ司法局長、Christine BONVALLET 国際協力局長がオブザーバーとして参加した。

会合で各代表団は、①特許審判の動向、政策の方向性および関心事項、②審判デジタル化や AI が審判に与える影響、審判制度の改善策について話し合った。

とりわけ、最近、世界的に注目を集めている特許審判の話題である、AI の活用が特許審判に与える影響と特許審判における AI の活用策の方向性について議論した。

一方、各国の特許審判部長は、明日（12日）14時、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて開かれる「特許審判に関する国際セミナー」で韓国企業の知財担当者や弁護士・弁理士など、知的財産分野の関係者に審判ハイレベル会合で議論した内容を共有する考えだ。

韓国のパク・ジョンジュ審判院長は「今回の会合は、知的財産権に関わる審判に与える AI による影響を初めて議論するという点で非常に意義があり、知的財産権分野の審判システムにおいて AI の活用を受け入れるきっかけになると思う」とし、「今後も特許審判院は、特許審判に関わる国際協力をリードする機関として、AI の発展に関わる知財 이슈 の議論に向けた国際協力を続けていきたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁、自動搬送ロボット企業を訪問

韓国特許庁（2024. 6. 12.）

自動搬送ロボット企業「Neubility」と懇談会を開催

韓国特許庁は6月12日水曜日、自動搬送ロボット分野で注目を集めている韓国のスタートアップ「Neubility」（ソウル市城東区所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

今回の企業訪問は、自動搬送ロボット企業とコミュニケーションを図ることで現場技術への理解を深め、企業側から知財に関する建議事項や相談などを聞き、審査実務に反映する目的である。

懇談会で特許庁は、搬送ロボットのビジネスモデル（BM）に関する発明の審査における明細書の記載要件や特許庁が行うさまざまな支援政策などについて消化し、自動搬送ロボット分野の出願動向を共有する考えだ。

特許庁の電気通信審査局長は「今回の企業訪問は、自動搬送ロボット分野の最新技術動向や知財権の懸案について理解の幅を広げる機会になると思う」とし、「今後もユーザーの意見をヒアリングして審査実務に反映する努力を続けていく」と述べた。

2-9 韓国特許庁、二次電池分野専任審査チームを発足

韓国特許庁（2024. 6. 13.）

二次電池分野の優先審査、民間専門家の審査官採用、専任審査チームを行い、特許審査パッケージ支援体系を完成

二次電池分野の特許審査専任組織が発足（2024年6月13日）する。

韓国特許庁は13日、二次電池関連技術の迅速かつ正確な審査に向けて2つの課を新設、1つの課の改編など、計3つの課で運営する二次電池専任審査組織を立ち上げると発表した。

これまで進められて①二次電池分野の特許優先審査（2024年2月19日）、②民間分野出身の二次電池専門審査官採用（2024年5月29日）に加え、③専任審査組織を発足（2024年6月13日）することで、二次電池分野特許審査パッケージ支援体系を作り、同分野で韓国が優位に立つ技術力確保に向けて動き出している。

【二次電池素材審査課、二次電池設計審査チーム、二次電池制御管理審査チームを発足】

今回、発足する「二次電池素材審査課」、「二次電池設計審査チーム」、「二次電池制御管理審査チーム」は、二次電池技術のエコシステムを考慮した審査体系であると評価されている。二次電池分野の審査を専門に行う3つの課は、既存の二次電池分野審査官45名に加え、民間分野出身者38名を専門審査官に採用して計83名で業務を行う。3つの課に既存の審査官と新人審査官の人数をバランスよく配置して審査の効率と品質の両方を向上させる考えだ。

今回の組織改編により、二次電池分野の審査業務で優れた人材を確保することで、迅速な権利化を図り、韓国技術の安定的な保護につながることが期待される。

区分	改編前	改編後
人員	45名	83名 (既存の審査官45名＋民間出身の専門家38名)
組織	1つの課 ▷次世代エネルギー審査課	3つの課 ▷二次電池素材審査課 ▷(審査分野) －二次電池陽極・陰極、電解質など素材関連技術 ▷二次電池設計審査チーム ▷(審査分野) －電極の構造設計、製法、パッケージングなどの技術 ▷二次電池制御管理審査チーム ▷(審査分野) －回路システム、バッテリー、リサイクルなどの技術
期間	約20月所要(2024年)	優先審査約2月所要

【二次電池分野特許 5 年間年平均 13%増、産業界が技術確保への支援を求め】

二次電池技術は、カーボンニュートラル時代に注目される電気自動車 (EV) に欠かせないものであり、未来産業をけん引するコア技術と呼ばれている。半導体と共に韓国経済を支える重要な資産でもある。LG エネルギーソリューション、SK オン、サムスン SDI など韓国主要企業は世界市場で高い技術力を確保している。

最近と同分野で技術覇権争いが激化しており、二次電池関連技術の特許出願件数※はこの 5 年間 (2019 年～2023 年) 年平均 13%ずつ急増している。迅速に特許権を確保することで他国との技術格差を広げるために、産業界からは迅速な審査サービスを求める声※※が高まっている。

※ (2019 年) 8,777 件→ (2020 年) 9,451 件→ (2021 年) 10,899 件→ (2022 年) 12,697 件→ (2023 年) 14,396 件

※※「二次電池技術のサイクルが速まっているため、国内で迅速に特許審査を受け、海外への進出時期を短縮することがさらに重要になっている」 (2023 年 11 月、懇談会に参加した企業関係者のコメント)

特許庁は、半導体分野で特許審査パッケージ支援の実施から得た成果を参考に、二次電池分野においても特許審査パッケージ支援を拡大している。今後、ほかの先端技術分野へ同制度を採用する考えだ。

特許庁の企画調整官は「二次電池分野において優先審査制度の施行と民間人材の審査官採用に次ぎ専担審査組織の新設まで、二次電池技術の競争力確保に向けた特許庁のさま

ざまな取り組みが実現している」とし、「今後も関係部処と連携してバイオ、人工知能など国家戦略技術を手厚く支援していく」と述べた。

2-10 韓国特許庁と WIPO、「2024 年上半期国際出願説明会」を開催

韓国特許庁（2024. 6. 13.）

PCT 国際出願制度の手続き、方式審査、手数料などについて解説

韓国特許庁は 6 月 13 日木曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて国際出願に関心のある一般人、特許事務所の関係者、企業の知財権担当者などを対象に「2024 年上半期国際出願説明会」を開くと発表した。

2023 年、韓国出願人による国際特許出願（PCT）※件数が 4 年連続、世界で上位 4 位となり、海外進出への関心が高いことから、海外に進出しているか、進出を考えている韓国企業が円滑に知財権を確保できるよう今回の説明会を設けた。

※PCT（Patent Cooperation Treaty）：特許協力条約に基づき、一つの国際出願を使って特許権獲得を希望する条約加盟国で出願手続きを行うことができる制度

説明会では、特許庁と世界知的所有権機関（WIPO）が合同で国際特許出願（PCT）の手続き、方式審査、手数料など、制度や活用の全般にわたって詳しく解説する考えだ。

主な内容は、▲国際特許出願（PCT）改正の動向および現況、▲序列目録に関する最新の改正事項、▲ePCT の使い方※、▲国際特許出願（PCT）方式審査の事例、▲国際特許出願（PCT）の手数料の納付方法、という順番で 2 時間にかけて説明する。

※ePCT：WIPO が提供するオンライン上の出願手続きサービス

特許庁の産業財産国際出願課長は「韓国企業が海外進出する際に、知的財産権を確保することはますます重要になっている」とし、「特許庁は多くの国民が海外で迅速に知的財産権を確保できるよう、説明会などさまざまな方法を活用して国際出願に関する情報を提供していく考えた」と述べた。

説明会の詳細については、韓国特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）>「お知らせ」、または、特許庁産業財産国際出願課（電話：042-481-5209）に問い合わせできる。

2-11 韓国特許庁、デジタル特許審判システムの開発に向けてユーザーとの懇談会を開く

韓国特許庁（2024. 6. 14.）

弁理士や情報システム専門家からなる民間諮問団と意見交換

韓国特許庁は6月14日金曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にてデジタル特許審判システムの開発に向けて民間諮問団※と懇談会を開くと発表した。

※特許紛争を担当する弁理士、情報システムの専門家などが参加

特許庁は、デジタル時代に見合う審判システムを備えるために、3年間（2023年～2025年）人工知能（AI）など最新技術を採用したデジタル特許審判システムの構築※を進めている。

※大衆サービスの高度化、審判方式の高度化、審判審理支援の強化、審判インフラ強化の4つの分野を改善

今回の懇談会は、積極的な行政活動の一環として昨年からのデジタル特許審判システムの開発作業を進める中で、ユーザーからの意見を反映するために設けられた。審判事件別に関連書類や証拠を簡単に閲覧できるよう改善し、送達書類を電子化するなど、デジタル特許審判システムに関するさまざまな意見を聞く考えだ。

また、昨年末にオープンした一部の機能について、今年上半期までのユーザー経験を共有し、改善点について意見を求める考えだ。

特許庁の産業財産情報局長は「システムの開発段階では、ユーザーから率直な意見を集めて、分析し、それを反映して設計することが最も重要だ」とし、「今回の懇談会で共有された、ユーザーからの大切な意見については、綿密な検討を通して開発に反映するなど、ユーザーが満足できる、便利なデジタル特許審判システムを構築していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、ソウル東大門周辺のセビツ市場で第2次模倣品取り締まりへ

韓国特許庁（2024. 6. 12.）

違法販売行為が頻発するエリアに対し捜査力の強化へ

韓国特許庁、ソウル市、ソウル中区庁、ソウル中部警察署からなる「セビッ市場の模倣品捜査協議体」（以下、「捜査協議体」）は昨年 5 月 25 日、ソウル市東大門にある「セビッ市場」（いわゆる「黄色い天幕」）で同時合同取締を実施、高級ブランドの模倣品 217 点を押収し、販売者 A 氏（女性、49 歳）など卸売・小売業者 4 人を商標法違反の疑いで書類送検し、無許可の黄色い天幕 5 か所を撤去した。

今回の第 2 次同時合同取締は、捜査協議体の捜査官 25 名と中区庁の撤去担当 7 名、韓国知識財産保護院 3 名など、35 名が夜 11 時頃にセビッ市場エリアを区分けして同時に突撃する形で行った。

その結果、模倣品販売業者 4 名を商標法違反の疑いで書類送検し、プラダ、ナイキ、グッチなど 24 の高級ブランドの衣類、帽子、サングラスの 3 種の計 217 点の模倣品を押収し、無許可の黄色い天幕 5 か所を撤去した。

第 2 次同時合同取締では、押収量、商標（ブランド）の数、物品の種類が第 1 次同時合同取締※（2024 年 3 月 16 日）に比べて減ったが、これは捜査協議体による継続的な取締活動の成果であると言える。

※第 1 次同時合同取締では、6 名を書類送検（このうち 4 名は無許可販売）、ルイ・ヴィトン、シャネル、グッチなど 28 の商標（ブランド）の衣類、靴、帽子など 8 種の計 854 点の模倣品を押収

一方、捜査協議体はセビッ市場での模倣品流通を根絶するために、昨年 2 月 26 日発足以来、捜査機関別の個別取締と第 1 次同時合同取締を実施しており、捜査協議体による会議を開いて（2024 年 4 月 23 日）セビッ市場での模倣品販売の動向を共有し、第 2 次同時合同取締の方向性について議論した。

第 2 次同時合同取締では、セビッ市場で流通される模倣品の手数は減ったが、販売許可証を取得せず、模倣品を販売する無許可の黄色い天幕が多数あり、強制撤去を進めた。

今後、捜査協議体は、セビッ市場の天幕の手数、販売許可証の取得済みの天幕の手数など、市場の運営状況を随時調査し、状況に合わせて取締を強化し、中区庁建設管理課と連携して模倣品販売業者への販売許可取り消しや無許可の天幕への撤去作業などを続けていく考えだ。

特許庁の商標特別司法警察課長は「捜査協議体による取締活動の強化により、模倣品販売が少し姿を消したような印象を受けるが、未だ模倣品を販売する黄色い天幕と販売者が

残っているため、組織的な取締活動に取り組んでいる」とし、「模倣品販売の取締や無許可の黄色い天幕の撤去作業を行う中で、妥当な措置に抵抗する業者などには厳重に対応し、模倣品流出の根絶に向けて持続的に取締を強化していく考えだ」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム